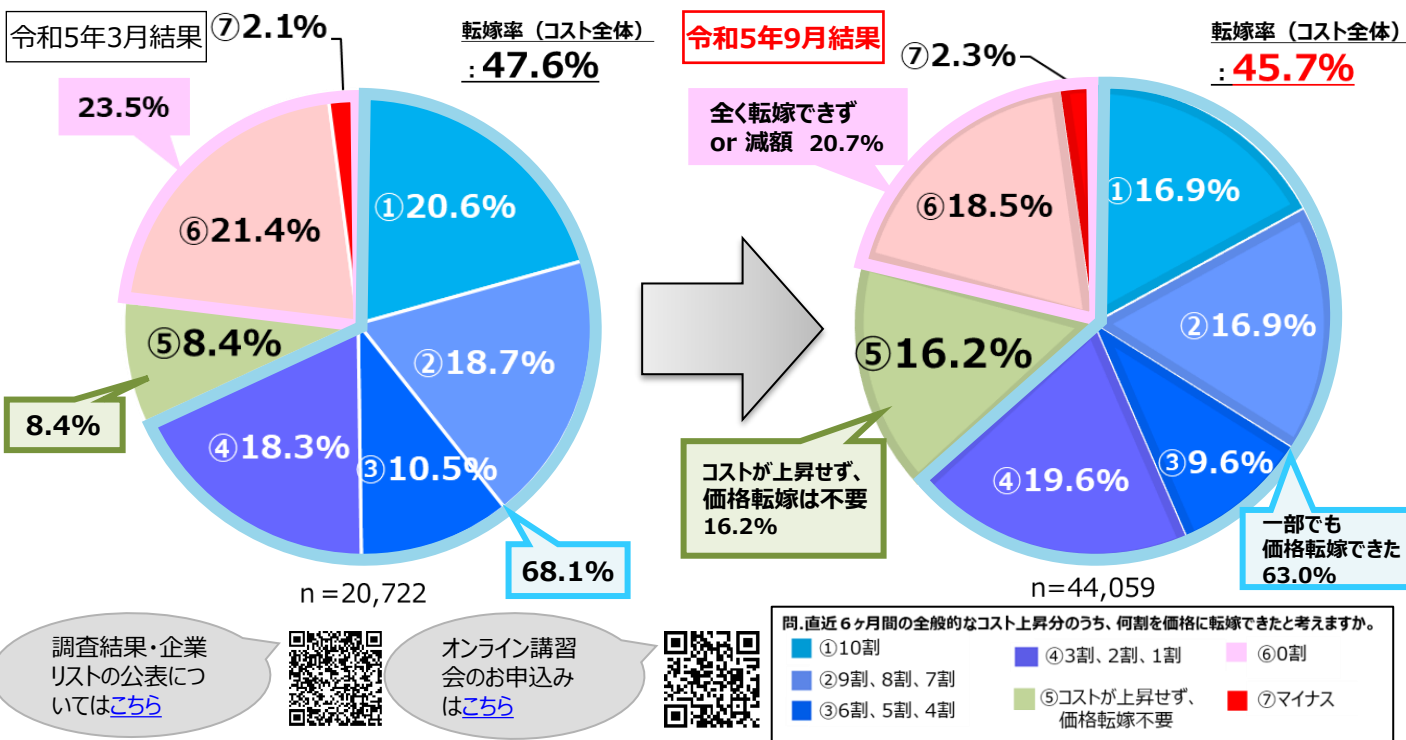


適切な価格転嫁に向けた取組

- ・中小企業庁では、下請中小企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、取引環境の整備に向けた取組を行っています。
- ・関東経済産業局では、より現場に近い組織として、下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果の周知、講習会や相談窓口のご案内、パートナーシップ構築宣言の普及・促進、生産性向上に向けた各種支援策のご紹介等の取組を行っています。

価格交渉促進月間フォローアップ調査

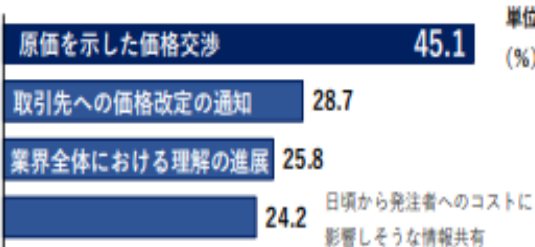
9月と3月の「月間」終了後に、交渉・転嫁の状況についてフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業種別の結果・順位、下請事業者の生声、親事業者の交渉・転嫁の状況等を公表しています。また、交渉・転嫁の状況が芳しくない親事業者に対する指導・助言を行う他、価格交渉力向上に向けたオンライン講習会も開催しています。



価格転嫁サポート窓口

中小企業の交渉力向上を支援するため、2023年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算手法の習得支援を行っています。

価格転嫁ができた理由（複数回答）

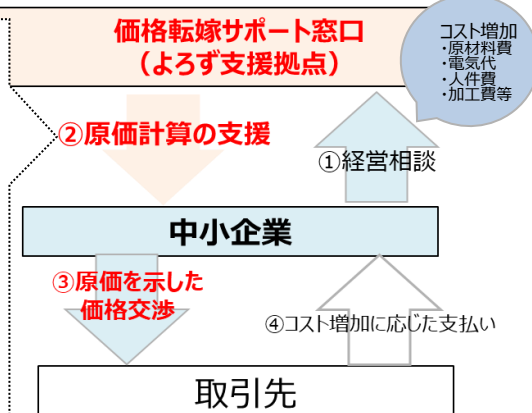


価格転嫁できた企業の多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。

<価格転嫁サポート窓口の支援イメージ>

(出典) 株式会社帝国データバンク資料
(2023/2/9 特別企画:
価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

- ・原価管理に係る**基礎支援**
原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ・製品原価算出に係る**実践的な提案**
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。



全国のよろず支援拠点窓口は[こちら](#)

価格交渉ハンドブック（初級編）は[こちら](#)

パートナーシップ構築宣言

サプライチェーン全体の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進及び実効性向上に取り組んでいます。宣言企業は、いくつかの補助金で加点を受けることができます。

「パートナーシップ構築宣言」とは

・「パートナーシップ構築宣言」は事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

(参考) 2024年1月19日時点の宣言数 38,479社 (うち、資本金3億円超の大企業 1,902社)

宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

宣言!

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

親会社・発注者

望ましい取引慣行

パートナーシップ構築宣言ポータルサイトでは、宣言に関する様々な情報をご確認いただけます。

- ・補助金加点等の優遇措置
- ・各都道府県における取組
- ・宣言企業の取組事例集
- ・宣言方法 等

(ポータルサイトトップページ)



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

原材料費に比べ転嫁が難しいとされる「労務費」についての価格転嫁を進めるため、発注者・受注者双方の立場における行動指針を定めたものです。《2023年11月29日 内閣官房・公正取引委員会より公表》
価格交渉し易いよう、労務費・原材料費・エネルギーコストを分けて交渉するための「価格交渉フォーマット」もご活用いただけます。他、価格交渉する際の根拠資料の材料となる公表資料（最低賃金の上昇率等）について、中小企業庁HPに集約して掲載されています。

12の行動指針

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料については[こちら](#)（中小企業庁HP）



指針の詳細や価格交渉フォーマット、説明動画の視聴については[こちら](#)（公正取引委員会HP）



- ・ 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）を行政区域としています。
- ・ 関東経済産業局の政策にご関心がある方、その他の各種支援策を詳しく知りたい方は[当局的ホームページ](#)をご確認ください。当局のTwitterでは報道発表や補助金の公募情報、主催イベント情報などを発信しています。

HP



Twitter



〈価格転嫁に関するお問合せ先〉

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
TEL : 048-600-0325